

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の計画的な整備促進

- (1) 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られ、下水道運営に支障が生じないよう、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 流域下水道事業について、市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後も引き続き都道府県が施設管理を行うよう法改正をすること。
- (3) 下水道の整備促進や地方自治体が担う財政負担の軽減のため、下水道事業債の償還期間の延長及び借換債制度等の適用要件の緩和を図ること。また、補償金免除繰上償還制度の期限延長と対象債の拡充を図ること。
- (4) 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう必要な方策を検討すること。
- (5) 平成 25 年度末に期限切れとなる合流式下水道改善事業は、事業の進捗状況等を踏まえ、その期限延長等柔軟に対応すること。
- (6) 「下水道法等の一部を改正する法律案」は、市町村の財政圧迫や公共用水域の水質悪化を招く恐れがあるため、慎重に検討すること。

2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保すること。

3. 国庫補助金等の交付を受けて取得した下水道未利用地の利活用を図るため、市単独費で取得した用地との交換や国費の返還なしに用途変更等が可能となるよう包括承認制度の要件を緩和すること。

4. 東日本大震災関係について

東日本大震災に伴う下水道事業の減収分に対して、必要かつ十分な財政支援措置を講じること。